

改正 2020年10月1日 2023年7月11日
2025年6月24日 2026年3月17日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本女子大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第59条の規定に基づき、学校法人日本女子大学（以下「本法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。理事のうち理事長、副理事長（寄附行為第14条第3項及び第4項に規定する代表業務執行理事）、常勤理事（寄附行為第14条第5項及び第6項に規定する業務執行理事）及び次号の教職員の理事は、原則として常勤の役員となる。
- (3) 教職員の理事とは、理事のうち本法人の教職員として給与を支給されている理事、又は業務委託契約に基づき本法人から報酬を支給されており、かつ本法人において勤務することが常態である理事をいう。
- (4) 非常勤の理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤の監事とは、常勤の役員のうち、寄附行為第30条に基づき選任された監事をいう。
- (6) 非常勤の監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 前号の報酬等には、教職員の給与規程及び退職金支給規程に基づくもの、及び業務委託契約に基づき支給されるものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる通勤費、旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長、副理事長、常勤理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 教職員の理事 報酬
- (3) 常勤の監事 報酬
- (4) 非常勤の理事・監事 報酬、車代、手当
- (5) 評議員 車代、手当
- (6) 評議員のうち本法人の教職員として給与を支給されている者には、報酬等及び費用は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 前条第1号の理事に対する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬 別表1に定める額とする。
 - (2) 賞与 別表4に定める算式により算出される額とする。
 - (3) 退職慰労金 別表5に定める算式により算出される額とする。
- 2 常勤の役員でない者が前条第1号の地位に就任した場合の報酬、賞与及び退職慰労金は、次のとおりとする。
- (1) 報酬 別表1に定める額の半額を上限とし、当該理事の地位及び職務内容等を勘案した上で別途理事会において定める額
 - (2) 賞与 前号の報酬額に基づき別表4に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 第1号の報酬額に基づき別表5に定める算式により算出される額
- 3 前2項の規定にかかわらず、本法人の教職員が前条第1号の地位に就任した場合の報酬は、別表

3に定める額とする。この場合、別表4の賞与及び別表5の退職慰労金は支給しない。

4 前条第2号の理事に対する報酬は、別表3に定める額とする。

5 前条第3号の監事に対する報酬は、別表1に定める額とする。

6 前条第4号の役員に対する報酬等は、次のとおりとする。

(1) 報酬 別表2に定める額とする。

(2) 車代 理事会及びその他の職務のために出校した場合、第6条第3項の適用者を除き、1日につき5,200円を支給する。

(3) 手当 理事長が委員会の委員等を委嘱し出席した場合、1日につき30,000円を限度に支給する。

7 前条第5号の評議員に対する報酬等は、次のとおりとする。

(1) 車代 評議員会及びその他の職務のために出校した場合、第6条第3項の適用者を除き、1日につき5,200円を支給する。

(2) 手当 理事長が委員会の委員等を委嘱し出席した場合、1日につき30,000円を限度に支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その直前の休日等でない日に支払う。)

(2) 車代、手当 翌月20日(ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その直前の休日等でない日に支払う。)

(3) 賞与 毎年6月、12月及び翌年3月に支給する。ただし、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合には、賞与を支給せず、又は支給時期を遅らせることがある。

(4) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。ただし、退任後引き続き教職員として在職する場合は、教職員退職時に支給する。死亡退職により退職慰労金を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則に定める相続権者及び順位とする。

2 評議員に対する報酬等は原則として、4月から12月分を12月に、1月から3月分を3月に支給する。

3 報酬等は、本人の同意を得た上で、本人が指定する本人名義の金融機関の口座への振込により支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 第3条第1号及び第3号の者には、通勤費(実費又は定期乗車券代)をその都度支給する。

2 本法人の教職員が第3条第1号の地位に就任した場合は、前項の通勤費は支給しない。ただし、理事の職務執行に関し特別の理由がある場合には、当該職務執行にかかる交通費の実費を支給する。

3 第3条第4号及び第5号の者には、遠方から理事会等に出席する場合や出張等に参加する場合には、旅費実費をその都度支給する。その際の交通費及び宿泊費は、経済的かつ合理的な経路及び方法による。

4 役員が職務の執行に当たって通勤費、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 第3条第1号から第4号の者が、月の途中で就任又は退任等した場合の報酬は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げる。

(退職慰労金の不支給)

第9条 学校法人日本女子大学役員懲戒規程第11条第1項第1号及び第2号に基づき懲戒を受けた役員には、それまでの役員としての退職慰労金を支給しない。

(公表)

第10条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第107条第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、法人企画部学園企画課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (委員会出席手当の追加に伴う改正)

この改正は、2020年10月1日から施行し、2020年7月1日に遡及して適用する。

附 則 (非常勤役員に対する報酬等支給方法及び旅費支給方法の変更に伴う改正)

この規程は、2023年7月11日から施行する。

附 則 (私立学校法の改正に伴う改正)

この規程は、2025年6月24日から施行する。

附 則 (定義の変更等に基づく改正)

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,042,200円
副理事長 (代表業務執行理事)	月額 942,200円
常勤理事 (業務執行理事)	月額 842,200円
常勤の監事	月額 350,000円

別表2 (非常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
非常勤の理事・監事	月額 100,000円

別表3 (本法人の教職員が理事に就任した場合の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 160,000円
副理事長 (代表業務執行理事)	月額 150,000円
常勤理事 (業務執行理事)	月額 140,000円
教職員の理事	月額 80,000円

別表4 (賞与算定式)

6月の賞与	別表1の月額報酬×1.86か月+57,000円
12月の賞与	別表1の月額報酬×2.17か月+78,000円
3月の賞与	別表1の月額報酬×0.54か月+87,000円

別表5 (退職慰労金算定式)

別表1の月額報酬×当該役員在任年数×1.5

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。